

## 新株予約権・少数株主持分を株主資本に計上しない理由

重要度 → 

- 新株予約権を株主資本に計上しない理由

→ 新株予約権は、返済義務のある負債ではない。したがって、負債の部に表示することは適当ではないため、純資産の部に記載される。

ただし、株主とは異なる新株予約権者との直接的な取引によるものなので、株主に帰属する株主資本とは区別される。

- 非支配株主持分を株主資本に計上しない理由

→ 非支配株主持分は、子会社の資本のうち親会社に帰属していない部分であり、返済義務のある負債ではない。また、以前は負債の部と資本の部(現在の純資産の部)の中間に独立した項目として表示することとなっていたが、独立した中間区分を設けないこととなったため、純資産の部に記載される。ただし、親会社の株主に帰属するものではないため、株主資本とは区別される。

### Keyword

- 株主とは異なる新株予約権者
- 返済義務

### Comment

- 非支配株主持分を株主資本に計上しない理由は第 57 回本試験で出題されています。新株予約権については簡単におさえておきましょう。

check



## 四半期財務諸表の作成目的・範囲

重要度 → 

### ● 作成目的

→ 企業の経営環境が著しく変化する状況では、**企業業績や財政状態が** 短期間に **大きく変化** する。企業業績や財政状態が大きく変化したら、投資家にタイムリーな情報を開示する必要がある。

そこで、有用な会計情報を適時に開示するため、四半期財務諸表を作成する。

### ● 四半期連結財務諸表の範囲

→ 四半期連結財務諸表の範囲は、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書(または四半期連結損益計算書と四半期連結包括利益計算書)及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書である。

### ● 四半期個別財務諸表の範囲

→ 四半期個別財務諸表の範囲は、四半期個別貸借対照表、四半期個別損益計算書及び四半期個別キャッシュ・フロー計算書である。ただし、四半期連結財務諸表を開示する場合には、四半期個別財務諸表の開示は要しない。

### check

#### Keyword

- 有用な会計情報を適時に開示

#### Comment

- 四半期財務諸表の開示の目的は、「こまめに情報を教えてほしい」という利害関係者のニーズにあるといえます。このことをおさえておけば、作成目的は覚えやすくなるはずです。
- 四半期財務諸表は作成に使える期間が短いために、作成すべき財務諸表が年度の財務諸表に比べて少なくなっているのが特徴です。

## 親会社説・経済的単一体説の相違点

重要度 → 

## ● 相違点

## 非支配株主持分の表示箇所

## (1) 親会社説

→ 親会社説に基づけば、親会社の株主持分だけが資本とみなされ、非支配株主は連結実体の外部者であると考えられるため、非支配株主持分については資本にはならないと考える。

## (2) 経済的単一体説

→ 経済的単一体説に基づけば、企業集団全体の株主の立場から作成され、非支配株主も親会社の株主と同様に連結実体の持分保有者としてみなされるため、非支配株主持分は資本とみなされる。

## 資産・負債の時価評価

## (1) 親会社説

→ 親会社説に基づけば、親会社が子会社の株式を取得したことによる親会社の持分を重視するため、部分時価評価法が採用される。

## (2) 経済的単一体説

→ 経済的単一体説に基づけば、親会社が子会社を支配した結果、子会社が企業集団に含まれることになった事実を重視するため、全面時価評価法が採用される。

## check

## 非支配株主損益の性質

## (1) 親会社説

→ 親会社説に基づけば、親会社の株主に帰属する利益だけが連結実体の持分保有者の利益とみなされ、非支配株主に帰属する利益は連結純利益から控除される。

## (2) 経済的単一体説

→ 経済的単一体説に基づけば、企業集団全体の株主が連結実体の持分保有者と考えられるため、非支配株主に帰属する利益も含めた全額が連結純利益となる。

## Keyword

- 親会社の株主持分だけが資本
- 非支配株主も親会社の株主と同様に連結主体の持分保有者
- 親会社の持分を重視
- 子会社が企業集団に含まれることとなった事実を重視

## Comment

- 親会社説と経済的単一体説の大きな違いは、非支配株主を外部者とみるか、連結実体の持分保有者とみるかにあるといえます。非支配株主の考え方と、非支配株主に帰属するものの取扱いを意識しながら、一つひとつ整理してください。
- 日本の基準では、親会社説の考え方によりつつ、全面時価評価法を採用しています。  
国際的会計基準との調和や、部分時価評価法が実務での採用が少ないため、部分時価評価法が廃止され、全面時価評価法のみとなりました。  
親会社説の考え方を基本としながらも、個々の処理については、親会社説と整合しない箇所があるのが現状です。

制度上、親会社説を採用しつつ、時価評価は全面時価評価法が採用されているよ。



check



## 包括利益の定義

 重要度 → 

### ● 包括利益

#### 定義

→ 包括利益とは、ある企業の **特定期間の** 財務諸表において認識された **純資産の変動額のうち**、当該企業の純資産に対する **持分所有者との直接的な取引によらない部分** をいう。

#### 持分所有者の範囲

→ 企業の純資産に対する **持分所有者** には、当該企業の **株主**、**新株予約権の所有者** が含まれ、連結財務諸表においては、当該企業の子会社の **非支配株主** も含まれる。

### ● その他の包括利益

#### 定義

→ **その他の包括利益**とは、包括利益のうち **当期純利益に含まれない部分** をいう。

### Keyword

- 特定期間
- 純資産の変動額
- 持分所有者との直接的な取引によらない部分

### Comment

- 包括利益を考える上では、「特定期間における純資産の変動額」をスタートにすると良いでしょう。そこから、「どの純資産の変動額は包括利益とならないのか」、「包括利益の内訳はどんなものか」といった順序で考えてみてください。

24

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

25

包括利益の表示に関する会計基準

check



## 包括利益を表示する目的

重要度 → 

### ● 包括利益を表示する目的

#### 理由

- (1) 財務諸表利用者に役立つ情報
- (2) 貸借対照表との連携を明示
- (3) 国際的なコンバージェンス

### ● クリーン・サープラス関係

→ 包括利益を表示する目的は、期中に認識された取引及び経済的事象(資本取引を除く。)により生じた純資産の変動を報告することである。

→ 包括利益の表示により提供される情報は、投資家等の財務諸表利用者が企業全体の事業活動について検討するのに役立つことが期待されるとともに、貸借対照表との連携(純資産と包括利益のクリーン・サープラス関係)を明示することを通じて、財務諸表の理解可能性と比較可能性を高め、また、国際的な会計基準とのコンバージェンスにも資するものと考えられる。

→ クリーン・サープラス関係とは、新株の発行による新規の払込みや株主に対する剰余金の配当がなかったとすると、当該期間の利益と貸借対照表の純資産の一会計期間における増減額が一致するという関係をいう。

#### Keyword

- 純資産の変動を報告
- 貸借対照表との連携(クリーン・サープラス関係)
- 理解可能性と比較可能性を高める

#### Comment

- 包括利益の開示を議論する上では、貸借対照表との連携(クリーン・サープラス関係)を欠かすことはできません。貸借対照表との連携を中心に、包括利益を開示する理由をおさえていきましょう。

check



## 包括利益の計算の表示

重要度 → 

● 包括利益の計算の表示

● その他の包括利益の内訳の開示  
内訳項目

税効果会計の適用の有無

組替調整額の注記

→ 当期純利益にその他の包括利益の内訳項目を加減して包括利益を表示する。

→ その他の包括利益の内訳項目は、その内容に基づいて、**その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定、退職給付に係る調整額**等に区分して表示する。

→ その他の包括利益の内訳項目は、**税効果を控除したあと**の金額で表示する。

→ **当期純利益**を構成する項目のうち、**当期又は過去の期間にその他の包括利益に含まれていた部分**は、**組替調整額**として、その他の包括利益の内訳項目ごとに**注記**する。

## Keyword

- その他の包括利益
- 当期又は過去の期間にその他の包括利益に含まれていた部分

## Comment

- まずは、その他の包括利益に含まれる項目の具体例からおさえておきましょう。そのとき、純資産に対する持分保有者との直接的な取引によらない部分であり、かつ、当期純利益にも含まれていないという、その他の包括利益の定義にあてはまることも確認すると良いでしょう。

組替調整額を計算すれば、当期純利益と包括利益の関係が分かりやすくなるよ。

check



## 包括利益を表示する計算書

重要度 → 

## ● 包括利益を表示する計算書

2 計算書方式

1 計算書方式

選択制が認められる理由

## ● 付記

→ 包括利益を表示する計算書は次のいずれかの形式による。

→ 当期純利益を表示する **損益計算書** と、包括利益を表示する **包括利益計算書** からなる形式。

→ 当期純利益の表示と包括利益の表示を一つの計算書 (**損益及び包括利益計算書**) で行う形式。

→ ① どちらにも利点があり、2 計算書方式を支持する意見も 1 計算書方式を支持する意見も示されたこと。

② 現行の国際的な会計基準では、両方式とも認められていること。

③ どの方式でも、包括利益の内訳として表示される内容は同じであるため、選択制にしても比較可能性を著しく損なうものではないと考えられること。

→ 連結財務諸表においては、包括利益のうち **親会社株主に係る金額** 及び **非支配株主に係る金額** を付記する。

## Keyword

- 包括利益計算書 ◦ 比較可能性を著しく損なうものではない
- 親会社株主に係る金額 ◦ 非支配株主に係る金額

## Comment

- 2 計算書方式でも、1 計算書方式でも、損益計算書に該当する部分が必ず含まれていることから、包括利益を表示するとしても、当期純利益の重要性が低くなった訳ではないことにも注意しておきましょう。

check

